

入 札 説 明 書

国立療養所沖縄愛楽園における立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託に係る入札公告（平成30年9月20日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則

2. 調達内容

- (1) 調達件名： 立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託
- (2) 調達件名の特質等： 入札説明書及び仕様書による
- (3) 業務委託期間： 契約日～平成30年11月30日
- (4) 履行場所： 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園内
- (5) 落札者の決定：落札者の決定方法は、最低価格落札方式をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって契約価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。
上記開札の結果、各人の入札価格が予定価格を超過したときは、直ちに再度の入札を行う。
- (6) 入札保証金及び契約保証金：免除する。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (4) 平成29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（その他）」のB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格に関する問合せ先は、次のとおり。

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園会計課 Tel 0980-52-8331
Fax 090-52-8967

- (5) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。
(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
(7) 原則、入札説明会に参加し、委託範囲の現地確認を行った者

4. 入札書の提出場所等

この入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙3)、保険料納付にかかる申立書及び自己申告書を提出しなければならない。

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合は、別紙(8)により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

平成30年10月18日(木) 17時00分

(電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うものとする。)

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の受領期限

平成30年10月18日(木) 17時00分

(郵送の場合は受領期限までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。)

② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園 会計班長 末竹 康成 TEL0980-52-8331 内線8020

③ 入札書の提出方法

1 競争参加資格者の場合(本店の代表者が直接入札する場合)

別紙1の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(国立療養所沖縄愛楽園支出負

担行為担当官殿と記載)及び「平成30年10月19日開札「立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託」入札書在中」と朱書きしなければならない。本店の代表者が直接入札する場合は委任状の提出は要しない。

2 競争参加資格者以外の場合(各支店・営業所等)

(ア) 支店長・営業所長が入札する場合(代理人)

入札書は別紙2の様式にて上記③の1に同じとする。委任状については、競争参加資格者からの委任状(別紙5の様式)を提出するものとする。

(イ) 本店の社員が入札する場合(代理人)

入札書は別紙3の様式にて上記③の1に同じとする。委任状については、競争参加者からの委任状(別紙6の様式)を提出するものとする。

(ウ) 支店・営業所等の社員が入札する場合(復代理人)

入札書は別紙4の様式にて上記③の1に同じとする。

委任状については、競争参加者からの支店長・営業所長等への委任状(別紙5の様式)及び支店・営業所長等から社員への委任状(別紙7の様式)を提出するものとする。

(エ) 上記各委任状の提出がない入札書は無効となるので注意すること。

3 積算内訳書の提出

入札書と併せて、1回目入札金額の積算内訳書を添付すること。

- ④ 郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成30年10月19日開札「立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託」入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4(2)宛に入札書の受領期限までに到達するように送付しなければならない。

(3) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- ② 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。
- ③ 4の誓約書、保険料納付にかかる申立書及び申告書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは当該誓約書・申立・申告に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は、不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任

の手続きを終了しておかなければならない。(要提出)

なお、電子入札においては、複代理人による応札は認めない。

代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札日時までに別紙5~7のいずれかの様式による代理委任状を提出しなければならない。

- ② 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の代理人を兼ねることができない。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成30年10月19日(金) 11時00分

国立療養所沖縄愛楽園 管理棟会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有すること証明する書類等、質疑(無い旨も提出要、様式は任意)、応札仕様書、別紙3を平成30年10月18日(木)17:00までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求用件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。
- ④ 落札が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、延滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記の②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

別紙契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金額を支払う。

(6) 障害発生及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-014-889
017-731-3177 (IP電話等を利用の場合)
8:30~18:30 土日祝祭日を除く
- ・ホームページ <http://www.nhds.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(2)②の入札書の提出場所に連絡すること。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約に相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 殿

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

別紙(8)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

住 所
商 号
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札件名 立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託
2. 電子調達システムでの参加ができない理由

仕 様 書

1. 業 務 名 : 立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託
2. 業 務 場 所 : 国立療養所沖縄愛楽園敷地内
3. 数 量 : 一式 (別紙配置図のとおり)
4. 業 務 期 間 : 契約日から平成30年11月30日まで
5. 業 務 内 容

・国立療養所沖縄愛楽園敷地内にある樹木のうち、建物及び道路に面した立ち枯れの松の木等 (別紙配置図あり) についての伐採処分及び外周道路際樹木の枝打ち業務を行う。

(1) 業務委託内容

① 立ち枯れ松の木等伐採処分

・対象樹木: 別紙、配置図に示した伐採処分対象樹木: 松 (62本)、モクマオウ (1本)、センダン (2本)

※別紙配置図 A~K 地点のうち、一部を除き、伐採対象に黄色のビニール紐で目印あり

◎伐採処分対象: 松の木: 62本、枝打ち: 1本

- ・ A 地点 (円入口東側の山) . . . 1本 (目視判別可: 目印なし)
- ・ B 地点 (総合汚水処理場西側) . . . 3本 (目視判別可: 目印なし)
- ・ C 地点 (受水槽東側) . . . 4本 (目印あり)
- ・ D 地点 (第3センター南側土手) . . . 5本 (目印あり)
 - ※枝打ち松の木 . . . 1本 (目視判別可: 目印なし)
- ・ E 地点 (旧7センター跡地南側) . . . 5本 (目印あり)
- ・ F 地点 (旧磯浜区跡地西側) . . . 5本 (目印あり)
- ・ G 地点 (多目的広場西側の山) . . . 33本 (目印あり)
- ・ H 地点 (6センター東側遊歩道) . . . 1本 (目印あり)
- ・ I 地点 (福祉会館西側の山) . . . 2本 (目印あり)
- ・ J 地点 (高架水槽裏) . . . 2本 (目印あり)
- ・ K 地点 (営繕室裏) . . . 1本 (目視判別可: 目印なし)

※配管等の設備があるので要注意のこと。

◎センダン: 2本

- ・ 青□ (運動場東側) . . . 2本 (目印あり)

◎モクマオウ: 1本

- ・ 緑○ (多目的広場北西側) . . . 1本 (目印あり)

② 外周道路際の枝打ち業務

- ・枝打ち範囲は別紙配置図（ア・イ・ウ・エ・オ）地点とする。
- ・上記地点において、道路際から垂直して内側に迫り出している樹木の枝打ちを行う。なお、対象樹木は種類や大きさが大小異なることから、地点毎にどの程度枝打ちするかを受注者側と協議の上、作業を行うものとする。

(2) 伐採方法等

- ・作業にあたっては、周辺の建物等（耕作物含む）の損傷、崖崩れ等しないように注意する。
- ・必要に応じて重機などを用いて、安全を確保の上作業すること。
- ・立ち枯れ松の木等樹木の伐採は、原則として地際（地表面から20cm以内）で処理すること。

(3) 処分方法

- ・①の立ち枯れ松の木等伐採対象 A～K 地点松の木及びセンダン、モクマオウについては、園外持ち出しとして廃棄物処理法に基づき有資格処分業者及び県又は市町村許可処分場において適切な手続きのもと処分を行うこと。
- ・伐採した樹木をその日のうちに処分場へ運搬できない場合には、予め発注者と協議の上、事故や車両通行の妨げとならないよう対策を講じた上で、場所を選定し一時保管することができるものとする。但し、履行期限内に処分すること。
- ・不法投棄、違法処分は禁止する。

<参考>

H29年度立ち枯れ松の木伐採処分：木くず：松の木47本、正味重量：40,400kg

- ・②の外周道路際（ア・イ・ウ・エ・オ）地点の枝打ち作業により発生した木くず（枝・葉）については園内処分として、予め園側が指定した園内の集積場に運搬すること。

(4) 負担区分

- ・樹木伐採及び枝打ち作業及び処分に必要な重機・車両・機械・用具・資材等（電源・燃料含む）は受注者で準備・負担すること。

(5) 安全の確保

- ・受注者は業務遂行にあたり適切な安全対策を施し、事故の無いように安全管理には万全の注意を払うこと。
- ・園内関係者（入所者及び家族、園の職員）及び施設見学者や園内出入り業者の通行時の安全並びに通行の妨げにならないよう対策を講ずること。
- ・本仕様書に基づく業務遂行上における労働災害の適用については、受注者が負担する保険とする。

(6) 園内施設の使用について

- ・業務期間において下記の施設について無償で利用できる
 - 1) トイレ・・・園側で予め指定したトイレを使用する。なお、トイレ以外の場所で用を足すことは禁止。
 - 2) 喫煙場所・・・管理棟横にある喫煙所のみ。指定の喫煙所以外、敷地内での喫煙は禁止。
 - 3) 売店、食堂、自動販売機・・・園内にある売店及び食堂は営業時間内に使用出来る。自動販売機は業務時間内で使用できる。

(7) 提出書類

- ・業務予定表
 - ・事前に業務の作業予定表を提出し、発注者と協議の上、安全に業務を行うこと。
- ・業務写真
 - ・着手前、作業中、完了後の工程が分かる写真及び処分先での処分状況が確認できる写真を提出すること。
- ・伝票
 - ・処分場やリサイクル施設等へ持ち込む場合はマニフェスト伝票の写しを提出すること。

(8) 留意事項

- ・業務遂行時に周辺樹木に損傷を与えた場合は、その樹木の伐採、枝払い又は剪定を行い、建物等（工作物、電柱、電線、電話線）及び車両に損傷を与えた場合は、直ちに発注者へ報告するとともに、原則受注者の負担によって復旧を行うこと。
- ・本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか関連する関係諸法令及び条例等を遵守して行うものとする。

(8) 支払方法

- ・業務完了後、発注者で検査したのち、受注者により適正な請求書を提出後、発注者は受領後1ヶ月以内に支払うこととし、前金払いは行わない。

(9) 一括再委託の禁止

- ・受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、予め発注者の承諾を得なければならない。

(10) その他

- ・この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議することとする。

(別紙1)の記入例

入札書(第 回目)

件名 立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙1)

入札書(第 回目)

件名 立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙2) の記入例

入札書 (第 回目)

件 名 立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 押印はいらない

代理人

○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

支店長の
印を押印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙5の様式を提出する。

(別紙2)

入札書(第 回目)

件名 立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙3) の記入例

入札書 (第 回目)

件 名 立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印は必要なし

代理人

△ △ △ △

入札に参加
する人の印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙6の様式を提出する。

(別紙3)

入札書(第 回目)

件名 立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙4)の記入例

入札書(第 回目)

件名 立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印はいらない。

復代理人

△ △ △ △



支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙5及び別紙7を提出する。

(別紙4)

入札書(第 回目)

件名 立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙5)の記入例

委任状

* 本社が有り、支社支店の長が入札に参加する
場合に使用する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長

○○○○

印

本店社長の
印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所

氏名 ○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関すること
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
4. 契約代金の請求及び受領に関すること
5. 復代理人の選任に関すること
6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間は
通常は年間
(年度)委
任である。
(入札期間
だけの場合
もあり得
る。)

委任期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

支店長の印鑑

※ 入札書は、別紙2を使用する。

(別紙5)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
 4. 契約代金の請求及び受領に関する事
 5. 復代理人の選任に関する事
 6. その他上記に付随する一切の事

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6)の記入例

委任状

年 月 日

* 本社が有り、本社から代表取締役以外の者が来て入札に参加する場合に使用する。

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

社長の印鑑
を押印する。

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

△ △ △ △

入札に参加する人の名前

委任事項 「立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者使用印

入札に参加する人の印鑑

※ 入札書は、別紙3を使用する。

(別紙6)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項 「立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者使用印

受任者使用印

(別紙7)の記入例

委任状

復代理人(入札に参加する人)

私は××××を〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇(競争参加者)の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

オーダーリングシステム一式

*本社が有り、支社支店から支社支店長以外の者が来て入札に参加する場合に使用する。

委任事項 「〇〇〇〇」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

復代理人の印(入札に参加する人)

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店

支店長△ △ △ △

復代理人が所属する支店長の印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 別紙5の委任状も提出する。

※ 入札書は、別紙4の様式を使用する。

(別紙7)

委任状

私は、
を
(競争参加者)
の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「立ち枯れ松の木等
伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 「立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託」の入札
に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(印)

業務請負契約書

- 1 業務名 立ち枯れ松の木等伐採処分及び外周道路際樹木枝打ち業務委託
- 2 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園内（別紙、「仕様書」に示す場所）
- 3 契約期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成30年11月30日までとする。
- 4 契約金額 税抜総額 円（ほか消費税額及び地方消費税額 円）
税抜月額 円（ほか消費税額及び地方消費税額 円）
上記消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定に基づき契約金額に108分の8を乗じて得た金額である。
- 5 契約保証金 免除

甲と乙は、上記の業務請負について、次の条項により契約を締結する。

（仕様書の遵守）

- 第1条 乙は、仕様書に従って委託業務を実施しなければならない。
- 2 甲は、仕様書記載の支出計画により、委託業務の実施に必要な経費を負担するものとする。

（機械器具の保管場所等の提供）

- 第2条 この契約の履行にあたり必要とされる機械・器具・機材及び消耗資材は、乙の負担とする。
- 2 甲は乙に対し、乙がこの契約を履行するために機械・器具・器材を保管する場所、トイレ及び水道を無償で提供するものとする。

（現場責任者の配置）

- 第3条 乙は、この契約の履行にあたり、必要に応じて現場責任者及び現場責任者補助者を選任して次の任にあたらせるものとする。
- ① 乙の従業員の指導監督
 - ② 本契約の履行に関し、甲との業務連絡調整
 - ③ 契約に基づく履行状況の確認
- 2 甲が乙に対し、この契約の履行に関する発注者としての指示等を行う場合には、乙が選任した現場責任者又は補助者に対して行うものとし、業務に従事する乙の従業員に対して直接これを行ってはならないものとする。

（業務員の勤務要件）

- 第4条 乙は、委託業務を実施する職員（以下「業務員」という。）の服務、福利厚生及び保健衛生の維持等に関し一切の責めを負うとともに、甲が不適当と認めた業務員については、使用してはならないものとする。
- 2 乙は、業務員が業務に従事するときは、名前入り作業服等を着用させ、乙の業務員であることを明確にさせなければならない。

（個人情報に関する秘密保持等の義務）

- 第5条 乙及び乙の従業員は、この契約において処理することとされた事項に関して甲から提供された個人情報または処理を行うに当たり知り得た個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（業務従事者の個人情報の保護に関する措置）

- 第6条 乙は、この契約業務に従事する者について、個人情報の保護に関する非開示契約の締結、教育訓練等の必要な人的安全管理措置を講じ、かつ、契約の処理に当たり適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の複製等の制限）

- 第7条 乙及び乙の従業員は、甲と合意した目的・方法等によらないで、甲から提供された個人情報を利用もしくは加工し、複製もしくは送信し、または当該個人情報が記録された媒体を送付もしくは持ち出してはならない。

（個人情報の漏洩等の事案の発生時における対応）

- 第8条 乙及び乙の従業員は、甲から提供された個人情報が漏洩し、または漏洩したおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

（委託終了時における個人情報の消去）

- 第9条 乙及び乙の従業員は、この契約が終了したときは、直ちに甲から提供された個人情報を消去しなければならない。

（秘密保持規定の効力）

- 第10条 第5条（個人情報に関する秘密保持の義務）の規定は、契約期間の経過または契約の解除により契約が終了した後についても効力を有する。

（個人情報保護に関する規定に違反した場合における契約解除等の措置）

- 第11条 乙及び乙の従業員が第4条から前条までの規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

（個人情報保護に関する規定に違反した場合における損害賠償）

- 第12条 乙が第4条から前条までの規定に違反した場合には、乙は甲が被った損害を賠償しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

- 第13条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合には、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、乙が前項但し書に基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し、乙又は乙から債権を譲り受けた者（以下「丙」という。）が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
 - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を前項但し書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を書すべきことを行わないこと。
 - (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と丙の間の協議により決定されなければならないこと。
 - 3 第1項但し書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第40条第3項に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（再委託）

- 第14条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負を含む。以下同じ。）する場合には、様式第1により甲に

- 再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
 - 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

- 第15条 乙は、再委託先を変更する場合は、様式第1の再委託に係る承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

（報告書の提出）

- 第16条 乙は、委託業務が完了したときは、作業前後の写真を含む業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査）

- 第17条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。
- 2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
 - 3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

（契約金額の支払）

- 第18条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払しなければならない。

（遅延利息）

- 第19条 甲は、前条の約定期間内に支払を行わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

（契約の解除等）

- 第20条 甲は乙が次の各号の一に該当する事由が生じたときは、本契約を解除することができる。
- (1) 乙が本契約条項に違反したとき。
 - (2) 乙が完全に契約を履行する見込みがないとみとめられるとき。
 - 2 前項の規定により甲が契約を解除したとき、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させることができる。
 - 3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払しなければならない。
 - 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものではない。

（危険負担）

- 第21条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（損害賠償）

- 第22条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

- 第23条 甲は、本契約に関して、次の各号該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る甲立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 後述第3項の規定による報告を行わなかったとき。
 - 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

- 第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

- 第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第28条 甲は、第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 乙は、甲が、第24条、第25条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事業を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第30条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第31条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(帳簿等の整備)

第32条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。

- 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
- 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 乙は、前各項の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておくなければならない。
- 当該証拠書類について、定期的な報告義務は課さないが、甲の求めに応じ閲覧が可能な状態にしておくこと。

(現地調査等)

第33条 甲は、委託業務の実施状況の調査及び支払うべき額の確定のために必要と認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は所属の職員に乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類、その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

第34条 甲は、乙の故意又は重過失により委託金の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。

- 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。
- 甲は、必要と認めるときは、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書をふまえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した利息を付すことができる。

(公表の禁止)

第35条 乙は、甲の許可を得ないで委託業務の内容を公表してはならない。

(契約の公表)

第36条 乙は、本契約の名称、委託金額並びに乙の氏名及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(契約書の解釈)

第37条 本契約の目的の一部、完了期限その他一切の事項については、甲、乙協議の上、何時でも変更することができるものとする。

- 前項の規定によるほか、本契約の条項について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。
- 前各項の規定による協議が整わない場合は、乙は甲の意見に従わなければならない。

上記の契約を証するため本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 印

乙

印

(様式第1)
※例示：準拠していれば可

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

住所
名称
代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

契約書第14条第2項（再委託先の変更の場合は第15条）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

（受託業務の一部を再委託する場合）

1. 委託する相手方の事業者名及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 業務を終了すべき時期
4. 委託する必要性
5. 契約金額

（再委託の相手方を変更する場合）

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の事業者名及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 契約金額